

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第十八号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の八第一項第三号中「記入」を「変更記録」に改める。

附則第六条の二中「令和四年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改める。

## 附則

この条例は、令和五年一月一日から施行する。